

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿
納税地 (フリガナ) (電話番号)
屋号
個人番号
(フリガナ)
氏名

(個人の方) 振替継続希望
※ 所管 要否 整理番号
申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定
通信日付印 確認 確認書類
個人番号カード 身元確認
通知カード・運転免許証 その他
指 導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3
令和

個人事業者用 第一表

自 令和 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 令和 年 月 日

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ① 000
消費税額 ②
控除過大調整税額 ③
控除 控除対象仕入税額 ④
返還等対価に係る税額 ⑤
税 貸倒れに係る税額 ⑥
額 控除税額小計 (4)+(5)+(6) ⑦
控除不足還付税額 (7)-(2)-(3) ⑧
差引税額 (2)+(3)-(7) ⑨
中間納付税額 ⑩ 00
納付税額 (9)-(10) ⑪ 00
中間納付還付税額 (10)-(9) ⑫ 00
この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑬
差引納付税額 ⑭ 00
課税売上 課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮
割 合 資産の譲渡等の対価の額 ⑯
この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 ⑰
差引税額 ⑱ 00
譲渡割額 還付額 ⑲
納税額 ⑳ 00
中間納付譲渡割額 ㉑ 00
納付譲渡割額 (20)-(21) ㉒ 00
中間納付還付譲渡割額 (21)-(20) ㉓ 00
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額 ㉔
差引納付譲渡割額 ㉕ 00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖

付 割賦基準の適用
記 延払基準等の適用
事 工事進行基準の適用
項 現金主義会計の適用
参 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用
考 控除算 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満
事 額方 上 記 以 外
項 基準期間の課税売上高
税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)
還 銀行 本店・支店
付 金庫・組合 出張所
を 農協・漁協 本所・支所
受 預金 口座番号
融 機構 ゆうちょ銀行の貯金記号番号
け 等 郵便局名等
よ 関
う 等
(個人の方) 公金受取口座の利用
※税務署整理欄
税 理 士 名
署 名 (電話番号)
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

㉖ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖) ・修正申告の場合 ㉖ = ㉑ + ㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑬欄に⑪欄の数字を記載し、⑱欄×22/78から算出された金額を⑳欄に記載してください。

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) (電話番号 -)

屋号

個人番号 ※個人番号は複写されません。

(フリガナ) 氏名

(個人の方) 振替継続希望

※ 所管 要否 整理番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 確認書類 個人番号カード 身元確認 (通知カード・運転免許証 その他)

指 導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

個人事業者用 第一表

自 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

(中間申告 自 令和 年 月 日) 令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

の 場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

| この申告書による消費税の税額の計算 | | |
|-------------------------|---|-------------------------------|
| 課税標準額 | ① | 十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円 |
| 消費税額 | ② | 0 0 0 |
| 控除過大調整税額 | ③ | |
| 控除税額 | ④ | |
| | ⑤ | |
| 税額 | ⑥ | |
| | ⑦ | |
| 控除不足還付税額 | ⑧ | |
| 差引税額 | ⑨ | 0 0 |
| 中間納付税額 | ⑩ | 0 0 |
| 納付税額 | ⑪ | 0 0 |
| 中間納付還付税額 | ⑫ | 0 0 |
| この申告書が修正申告である場合 | ⑬ | |
| 差引納付税額 | ⑭ | 0 0 |
| 課税売上割合 | ⑮ | |
| | ⑯ | |
| この申告書による地方消費税の税額の計算 | | |
| 地方消費税の課税標準となる消費税額 | ⑰ | |
| 差引税額 | ⑱ | 0 0 |
| 譲渡割額 | ⑲ | |
| 納税額 | ⑳ | 0 0 |
| 中間納付譲渡割額 | ㉑ | 0 0 |
| 納付譲渡割額 | ㉒ | 0 0 |
| 中間納付還付譲渡割額 | ㉓ | 0 0 |
| この申告書が修正申告である場合 | ㉔ | |
| 差引納付譲渡割額 | ㉕ | 0 0 |
| 消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 | ㉖ | |

| | | | | | | |
|-----------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------|----|
| 付記事項 | 割賦基準の適用 | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 31 |
| | 延払基準等の適用 | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 32 |
| | 工事進行基準の適用 | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 33 |
| | 現金主義会計の適用 | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 34 |
| 参考事項 | 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 35 |
| | 控除税額の方 | 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 | <input type="checkbox"/> | 個別対応方式 | 一括比例方式 | 41 |
| | 上記以外 | <input type="checkbox"/> | 全額控除 | | | |
| 基準期間の課税売上高 | | | | | 千円 | |
| | 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例) | <input type="checkbox"/> | | | | 42 |
| 還す付る金を受付けようとする等 | 銀行 本店・支店 | | | | | |
| | 金庫・組合 出張所 | | | | | |
| | 農協・漁協 本所・支所 | | | | | |
| | 預金 口座番号 | | | | | |
| | ゆうちょ銀行の貯金記号番号 | | | | | |
| | 郵便局名等 | | | | | |
| | (個人の方) 公金受取口座の利用 | <input type="checkbox"/> | | | | |
| | ※税務署整理欄 | | | | | |
| 税理士名 | | | | | | |
| | (電話番号 -) | | | | | |
| | 税理士法第30条の書面提出有 | <input type="checkbox"/> | | | | |
| | 税理士法第33条の2の書面提出有 | <input type="checkbox"/> | | | | |